

強力メニューで立地企業をバックアップ 企業立地優遇制度のご案内

制度名称	藤枝市企業立地促進事業費補助金		
対象施設	工場(製造業、植物工場)、研究所、流通加工用設備等設置の物流施設		
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・工業専用地域、工業地域、準工業地域 ・市などが造成する工業団地 ・企業立地推進ビジョンの適地と考えるエリア 		
補助内容	用地取得費、新規雇用に要する経費		
補助率等	用地取得費補助率	5~40%	} 限度額1~4億円
	市内在住の新規雇用従業員	人数×100万円(パートは1/2)	
	市外在住の新規雇用従業員	人数×50万円(パートは1/2)	
対象条件	<ul style="list-style-type: none"> ○工場、物流施設 <ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡以上の用地取得 ・設備投資額1億円以上 ・市内雇用増1人以上、または0人以上1人未満かつ生産性向上10%以上 ○対象施設の従業員数10人以上 ○流通加工用設備等の設置(物流施設に限る) ○研究所 <ul style="list-style-type: none"> ・研究施設面積200㎡以上 ・市内雇用増1人以上 ○対象施設の研究員5人以上 ○共通項目 <ul style="list-style-type: none"> ・交付年度の翌年度から3年間の雇用維持が必要 ・用地取得後3年以内の業務開始(未造成地は5年以内) 		
制度適用	過去に補助金交付を受けた企業等が行う工場等の新設又は増設の場合にあっては、設備投資額5億円以上(研究所は1億円以上)		
補助主体	藤枝市 企業立地戦略課 TEL054-643-3244		

※対象施設、対象地域、設備投資額、用地の取得面積・状態、雇用数等により、限度額・補助率が異なります。

工場等の設置に伴う
土地取得費と新規雇用に
最大4億円補助

制度名称	静岡県新規産業立地事業費補助金		
対象施設	工場(製造業、植物工場)、研究所、流通加工用設備等設置の物流施設		
対象地域	県内全域		
補助内容	建物建設費及び機械設備購入費のうち、生産・研究・流通加工等に係る経費		
補助率等	成長分野の工場、研究所	補助率 10%	限度額 10億円
	その他の工場、物流施設	補助率 7%	限度額 7億円
対象条件	<ul style="list-style-type: none"> ○工場 <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額5億円以上 ・県内雇用増1人以上、または0人以上1人未満かつ生産性向上10%以上 ○物流施設 <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額5億円以上 ・県内雇用増1人以上、または0人以上1人未満かつ生産性向上10%以上 ・流通加工用設備等の設置 ○研究所 <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額1億円以上 ・県内雇用増1人以上 ・対象施設の研究員5人以上、研究施設面積200㎡以上 ○共通項目 <ul style="list-style-type: none"> ・交付年度の翌年度から3年間の雇用維持が必要 ・用地取得日から3年以内の業務開始(未造成は5年以内、自社有地は2年以内) 		
補助主体	静岡県 企業立地推進課 TEL054-221-3262		

工場等の新増設に伴う
設備投資に
最大10億円補助

制度名称	藤枝市設備投資等奨励金		
対象施設	工場(製造業、植物工場)、研究所、流通加工用設備等設置の物流施設		
補助内容	建物及び償却資産に係る固定資産税相当額(上限2,000万円)		
対象条件	<ul style="list-style-type: none"> ・「藤枝市企業立地促進事業費補助金」の対象となった事業 ・上記補助金の業務開始日の属する月末から、雇用者数が減少しないこと 		
制度適用	1企業につき原則1回限り		
補助主体	藤枝市 企業立地戦略課 TEL054-643-3244		

建物及び償却資産に係る
税相当額を
最大0.2億円補助

注意) 上記は各制度の概要のため、申請をご検討の際は具体的な計画をもって補助主体に内容をご確認ください。